

地方独立行政法人桑名市総合医療センター顧問規程を次のように定める。

平成30年 4 月23日

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長 竹 田 寛

地方独立行政法人桑名市総合医療センター顧問規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）における顧問に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法人が設置する桑名市総合医療センター（以下「病院」という。）の病院事業及び医療の推進に資するため、顧問を置くことができる。

(職務)

第3条 顧問は、病院事業又は医療の専門的事項に関し、助言及び指導を行うものとする。

(委嘱)

第4条 顧問は、法人に関し特に功労が顕著であった者又は病院事業に関し高度な専門的学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 顧問の委嘱期間は1年とする。ただし、委嘱期間内の功績が良好である者については、その委嘱期間を更新することができる。

(解職)

第6条 顧問が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長はその職を解くことができる。

(1) 顧問が、退職を願い出たとき。

(2) 法人が定める服務関連規程に反する行為をしたとき。

(服務)

第7条 顧問の服務は、正規の職員の例による。

(勤務)

第8条 顧問の勤務は、理事長が定める日とする。

(報酬)

第9条 顧問の報酬は、理事長が定める額とする。

(旅費)

第10条 顧問が業務のため出張したときは、正規の職員に準じた旅費を支給する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 5 月 1 日から施行する。